2－2　遵守事項

⑴　2－1のチに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。この場合において、消費電力量及び許容値はＪＩＳ　Ｂ8630（2009）の15. 消費電力量試験の規定によるものとする。

⑵　2－1に掲げる表示事項の表示は、本体の見えやすい箇所に表示すること。その際は、本体に直接記載、又は容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。また表示は容易に消えない方法により行うこと。

⑶　3⑶のただし書きにより測定したものについては、その旨を記載するとともに、実際の使用時にはエネルギー消費効率として表示されている消費電力量より増加する旨を記載すること。

3　エネルギー消費効率の測定方法

⑴　1⑴のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　Ｃ9801（1999）の15. 消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する家庭用冷蔵庫にあっては、当該冷凍室を冷凍室の状態で測定するものとする。

⑵　1⑵のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　Ｃ9801（2006）の15. 消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する家庭用冷蔵庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。

⑶　1⑶のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　Ｂ8630（2009）の15. 消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量とする。ただし、除霜排水強制蒸発機能、強制排熱付加機能及び加温保温機能等の付加機能を有する業務用冷蔵庫にあっては、付加機能のない標準製品の性能により測定することができる。

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十六年三月一日から施行する。

○経済産業省告示第三十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第二百八十六号（電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十五年三月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

⑴　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち家庭用のもの（以下「家庭用冷凍庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「家庭用冷凍庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成16年４月１日に始まり平成17年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成21年４月１日に始まり平成22年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用冷凍庫のエネルギー消費効率（３⑴に定める方法により測定した数値をいう。以下１⑴において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	冷却方式	
a	冷気自然対流方式のもの	$E_1=0.281V_1+353$
b	冷気強制循環方式のもの	$E_1=0.281V_1+353$

備考　E_1及びV_1は、次の数値を表すものとする。

E_1　：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

V_1　：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.15を、ツースター室タイプのものにあっては1.85を、ワンスター室タイプのものにあっては1.55を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位　リットル）

⑵　家庭用冷凍庫製造事業者等は、目標年度（平成22年４月１日に始まり平成23年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する家庭用冷凍庫のエネルギー消費効率（３⑵に定める方法により測定した数値をいう。以下１⑵及び２－１－１において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	冷却方式	定格内容積	
A	冷気自然対流方式のもの		$E_2=0.844V_2+155$
B	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下	$E_2=0.774V_2+220$
C		300リットル超	$E_2=0.302V_2+343$

備考　E_2及びV_2は、次の数値を表すものとする。

E_2　：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

V_2　：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を、ツースター室タイプのものにあっては1.87を、ワンスター室タイプのものにあっては1.54を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位　リットル）

⑶　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち家庭用以外のもの（以下「業務用冷凍庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「業務用冷凍庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成28年４月１日に始まり平成29年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する業務用冷凍庫のエネルギー消費効率（３⑶に定める方法により測定した数値をいう。以下１⑶及び２－１－２において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。